

緊急時避難準備区域の解除について

平成23年10月

内閣府原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

1. これまでの経緯

4月22日(金)

- ◆官房長官記者会見において、「計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定」を公表

7月19日(火)

- ◆東京電力福島第1原子力発電所・事故の収束に向けた道筋の「ステップ1」が完了

8月 4日(木)

- ◆原子力安全委員会が「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について」を公表

8月 9日(火)

- ◆原子力災害対策本部において、「避難区域等の見直しに関する考え方」を決定

9月30日(金)

- ◆原子力安全委員会に緊急時避難準備区域の解除の妥当性を確認
- ◆原子力災害対策本部において、「緊急時避難準備区域の解除」を決定

2. 区域見直しの考え方及び効果

【緊急時避難準備区域の解除の要件】

(1) 原子炉施設の安全性の評価

原子炉施設の異常事象の発生可能性等について評価し、原子炉施設の安全性の観点から同区域の解除の妥当性を確認

(2) 放射線量の詳細なモニタリング

通常のモニタリングに加え、学校や公共施設等の詳細モニタリングを実施し、空間線量率などの観点から同区域の安全性を確認

(3) 住民の生活環境の復旧目途

住民の意向を十分に踏まえ、市町村の実情に応じた「復旧計画」の策定が完了した段階で、政府として緊急時避難準備区域を一括して解除

【緊急時避難準備区域の解除に伴う効果】

(1) 子供や妊婦、要介護者等の立入規制の解除

(2) 保育所、幼稚園、学校等の休所、休園、休校措置の解除

(3) 応急仮設住宅の建設規制の解除

(4) 企業の事業活動(自力避難等の体制構築が不要に)の制限の解除

等

3. 復旧計画の主な要望事項

1. 保育所、幼稚園、学校関係

- ① 県立高校の募集定員を含めた募集要項の早期提示
- ② 小中学校校舎等の損壊、校庭の土砂崩れ等の早期復旧

2. 病院等、福祉施設関係

- ① 震災前から半減した医療・看護・介護スタッフの確保
- ② 医療法に基づく施設基準の大幅な緩和

3. インフラ関係

- ① 警戒区域等の住民、従業員向けの応急仮設住宅の整備・用地確保
- ② 警戒区域内に所在する水道施設の稼働
- ③ 下水処理場の本格復旧
- ④ 生活圏の変更に伴う生活道路の整備、路線バスの拡充
- ⑤ 斎場(火葬場)・し尿処理施設の確保

4. 除染関係

- ① 除染にかかる費用については、線量の高低に関係なく国が責任をもって対応すること
- ② 文教施設、公共施設等を最優先に線量高低に関係なく除染
- ③ 恒久的、定期的な詳細モニタリングの実施・結果公表
- ④ 地下水、伏流水を飲用する全世帯に対する放射線核種の全戸検査
- ⑤ 除染にかかる専門的な人材配置

5. その他

- ① 海岸防災林造成事業の早期着工と汚染がれきを活用した防波堤の整備
- ② 中核的な工業団地の整備・企業誘致等による雇用確保
- ③ 除染・モニタリングを前提に警戒区域の早期解除を要望
- ④ 警戒区域と緊急時避難準備区域に跨る工業団地の一体的な区域解除
- ⑤ 農業・観光業の風評被害を払拭するためのキャラバン活動

4. 区域見直し等に関する今後の動向

1. 緊急時避難準備区域

① **9月30日**に区域を**一括解除**

② **住民の帰還**は、各市町村の実情や**復旧計画等を踏まえ、市町村毎**に異なる

→国は、徹底した除染を行うとともに、各市町村の復旧計画の実現に最大限努力。

2. 警戒区域・計画的避難区域

① 除染や生活環境の復旧に向けた取組の先行実施

(ア) 政府が避難指示等をした全市町村に対して**国が除染モデル事業を実施**

(9/12以降、市町村と調整を開始→10月から事業実施

→早いものは年内にも結果検証予定)

② **年内を目途にステップ2終了**

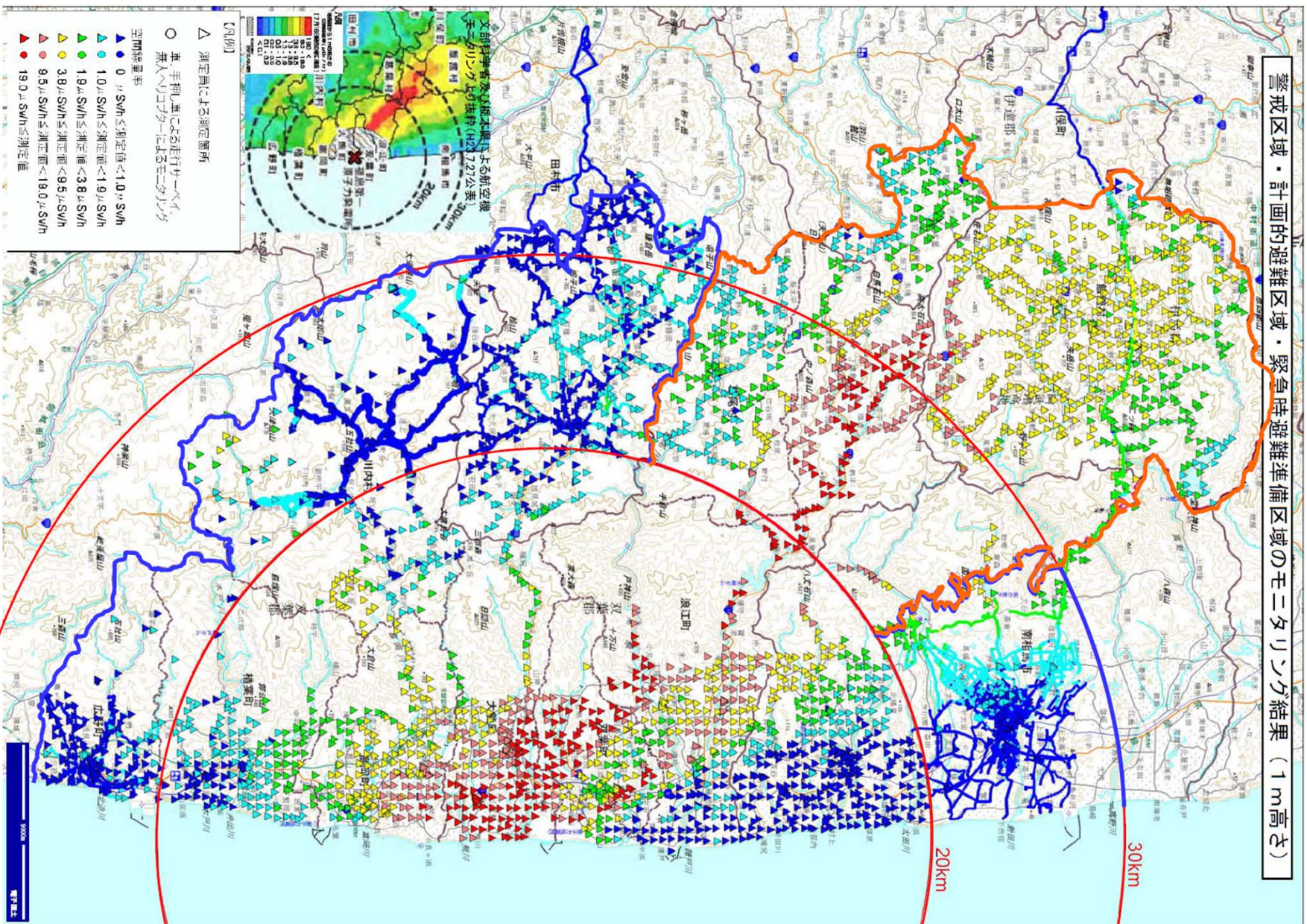
(イ) 平成24年1月1日:「**放射性物質汚染対処特措法**」全面施行

(ウ) **国が警戒区域等における本格除染開始**

③ ステップ2終了を踏まえ、**警戒区域・計画的避難区域の解除の方針検討**

(i) 警戒区域及び計画的避難区域の見直し、(ii) 解除のあり方 等

(参考) 避難区域等のモニタリング結果



※【測定実施期間】
警戒区域及び計画的避難区域：7月4日～8月20日
緊急時避難準備区域：7月9日～7月29日